

「学校感染症証明書」について

※医療機関によっては、文書料が必要なところもあります。

※学校感染症証明書・各種申出書は貴志川高等学校ホームページよりダウンロードできます。

※インフルエンザは「インフルエンザ罹患申出書」と必要書類を提出してください。

※新型コロナウイルス感染症は「新型コロナウイルス感染症罹患申出書」を提出してください。

〈学校において予防すべき感染症と出席停止の基準〉

2023. 5. 8

分類	感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、 中東呼吸器症候群（MERS）、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス、 腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	その他の感染症 ＜感染症の例＞ ・ 感染性胃腸炎 （ノロウイルス感染症など） ・ ウイルス性肝炎 ・ ヘルパンギーナ ・ マイコプラズマ感染症 など	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症 〔 具体的には病状などにより 医師の指示に従うことが必要 〕

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）、手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症など

新型コロナウイルス感染症罹患申出書

和歌山県立貴志川高等学校長 様

年 組 番 氏名

この度、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染しているものと診断を受けた、または個人で抗原検査を行い陽性反応が出ましたので、症状の経過報告を申し出いたします。

記

1、症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

2、欠席の理由（該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。）

○印	理由	詳細
	医療機関で診断を受けた	診 断 日：令和 年 月 日 医療機関名： 医師の指示事項 ()
	個人で抗原検査を行った	検 査 日：令和 年 月 日

3、療養期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4、経過報告

	月日	測定時刻	体温	その他
0日目（発症日）	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
1日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
2日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
3日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
4日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
5日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
6日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
7日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	
8日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃	

※ 学校保健安全法施行規則において、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目と数えます。

令和 年 月 日

保護者氏名

インフルエンザ罹患申出書

和歌山県立貴志川高等学校長 様

年 組 番 氏名

この度、下記のとおり、インフルエンザ（疑いを含む。）に感染しているものと診断を受けましたので、症状の経過報告に受診証明書（診療報酬領収書及び処方薬説明書等のコピー）を添えて申し出いたします。

記

1、症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

2、診 断 日：令和 年 月 日

3、診 断 名：インフルエンザ（ A 型 ・ B 型 ）

4、医療機関名：

5、療養期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

6、医師の指示事項

--

7、経過報告

	月日	測定時刻	体温
0日目（発症日）	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
1日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
2日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
3日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
4日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
5日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
6日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
7日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃
8日目	月 日（ ）	午前・午後 時 分	℃

※ 学校保健安全法施行規則において、インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされています。

※ 「発症」とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。わかりにくい場合は、受診時に医師に相談・確認してください。

※ 気になる症状等がある場合は、再度受診してください。

令和 年 月 日

保護者氏名

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

と変更されました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。(下表の例4、例5参照)

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。

受診していない場合や、登校許可証が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従って下さい。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

学校感染症証明書

和歌山県立貴志川高等学校

年 組 番 氏名

病 名 :

診 断 日 : 令和 年 月 日

学校感染症のため、 月 日より 月 日まで休校を
必要としたことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名